



### 生活支援等サービス協議体 生活支援サービスについて

☎ 社会福祉協議会・生活支援コーディネーター  
☎ 78・0850

生活支援等サービス協議体は、「つながるまち よりそつまち しばやまち」をスローガンに掲げ定期的に組織で情報共有し、高齢者が利用できるサービスの開発などを行っています。

#### ① わんこinサービス

高齢者の生活の中でちょっとした「困った」をお手伝い。利用料金は、10分の作業につきワンコイン100円（チケット制）です。



#### ② 福祉用具バンク

不要になったシルバーカーなどを譲っていただき、歩くのが大変になりシルバーカーが必要になってきた方に譲ります。

※ご希望の方は、チェックシートを記入していただき該当の方にお譲りいたします。認定を受け

ている方は、介護サービスをご利用ください。



#### ③ はなさくサロン

どなたでも参加でき、簡単なレクリエーションとお茶を飲みながら会話を楽しむサロンです。一人での参加も大歓迎です。ボランティアさんも一緒に会話を楽しんでくれます。

期日 毎月第2木曜日  
時間 午後2時～3時30分  
場所 やすらぎの里

※事前に連絡をいただければ、送迎もいたします。お茶は、水筒・ペットボトルなど持参でお願いをしています。



#### 生活支援コーディネーターとは？

高齢者の困りごと、やりたいことなどを解決するため住民・ボランティア・サービスなどに



### 国民健康保険および後期高齢者医療保険制度加入者 12月2日から現行の被保険者証は発行されなくなります

☎ 町民務課 国保年金係 ☎ 77・3913

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、従来の「国民健康保険被保険者証」及び「後期高齢者医療保険被保険者証」は令和6年12月2日に廃止されることとなります。

#### ■現在お持ちの被保険者証は令和7年7月31日まで使えます

令和6年8月1日に一斉更新しました国民健康保険および後期高齢者医療被保険者証は、被保険者証廃止後も令和7年7月31日まではこれまで通りお使いいただけます。ただし、被保険者証を紛失・破損した場合、12月2日以降は再発行することができませんので、有効期限が切れるまで、大切に保管してください。

#### ■令和6年12月2日以降は、マイナ保険証をご利用ください

被保険者証廃止後、医療機関や薬局等では「マイナ保険証」の提示が原則となります。マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合には、事前に利用登録する必要がありますので、ご注意ください。

#### ◇初回利用登録方法

- ・医療機関および薬局の窓口などにある顔認証付きカードリーダー
- ・マイナポータル
- ・セブン銀行ATMからの申請
- ・芝山町役場町民税務課戸籍係
- ◎マイナ保険証・健康保険証として利用登録されているマイナンバーカード

#### ■マイナ保険証を利用するメリット

- 記のようなメリットがあります
- 就職・転職・引越しとしても健康保険証としてずっと使えます
- ご本人の同意により、初めて受診する医療機関でも今までの処方された薬の情報が医師などと共有できます
- 限度額適用認定証が無くても高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます

■マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」を交付します

マイナンバーカードを取得して



### 国民健康保険に加入している方 11月は「ちば国保月間」です！

☎ 町民務課 国保年金係 ☎ 77・3913

#### 国保税は納期内に納めましょう！

国民健康保険（以下、「国保」）は、加入者が税を出し合い病気やけがなどのときに安心して治療が受けられる助け合いの制度です。国保税は、みなさんの医療費にあてられる国保の貴重な財源です。国保税の納め忘れのないよう、納期までに納付してください。

国保税を滞納していると・・・  
特別な理由もなく長い間、国保税を滞納するとその期間に応じて保険給付（高額療養費など）の全部または一部を差し止める場合があります。また、保険給付の全部または一部を、滞納している国民健康保険税に充てることがあります。

このようなことにならないためにも、国保税は納期限内に納めましょう。  
★納付相談を行っています  
やむを得ない理由で国保税の納付が難しい方は、滞納したままにせず、納付方法について早めに町民税務課収税係（☎77-3916）までご相談ください。  
★会社の保険に入ったら  
就職などで社会保険等に加入して国保をやめるときは原則14日以内に届け出が必要です。届け出を行わないと、国保税と社会保険料が二重にかかってしまう場合があります。国保年金係までご連絡ください。

#### Jアラートによる 全国一斉情報伝達試験

☎ 総務課 自治振興係 ☎ 77-3903

地震や武力攻撃などの発生時に備え、人工衛星を通じて瞬時に情報伝達する全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた情報伝達試験を次のとおり行います。

■実施日時 11月20日（水）  
午前11時頃（予定）

#### ■放送内容

- ・防災行政無線チャイム
- ・「これは、Jアラートのテストです。（3回繰り返し）」
- ・「こちらは防災しばやまです。」
- ・防災行政無線チャイム

いない方や、健康保険証利用登録を行っていない方などは、自己負担割合などの被保険者資格の情報が記載された「資格確認書」を交付します。医療機関を受診する際に「資格確認書」を提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることが出来ます。

#### ■マイナ保険証をお持ちの方へは「資格情報通知書」を交付します

マイナ保険証をお持ちの方で、新たに国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入した時や自己負担割合が変更された時などに、「資格情報通知書」を発行します。なお、医療機関や薬局でマイナ保険証が使えない時は、マイナ保険証と「資格情報通知書」を一緒に提示してください。

※ただし、後期高齢者医療保険制度加入者の方へは、令和7年8月の年次更新までの暫定的な運用をして、マイナ保険証の保有状況に関わらず「資格確認書」を交付します。

◎資格確認書及び資格情報通知書の一斉交付（一斉更新）の時期や、交付対象者の詳細については、現時点では未定です。決まり次第再度広報しばやまや町ホームページにて周知します。

※注意  
国民健康保険税を滞納すると、保険医療機関などでの窓口負担割合を一旦全額自己負担する「特別療養費」の支給対象者となる場合があります。マイナ保険証をご利用の場合であっても、健康保険が切り替わった際には国保年金係への届け出が必要となりますので、忘れずに手続きをお願いします。

忘れずに手続きをするツッコ!